

第二 1907年「癩予防ニ関スル件」

であろう。すなわち、放浪患者の隔離をより徹底し、さらに絶対隔離を実現するための法改正案を第4部は作成しようとしていたと考えられる。事実、以後、その方向で第4部は動いていく。

1919（大正8）年12月19日～20日、第4部は「癩予防ノ根本的方策ニ関スル意見」「各療養所ニ於ケル現況並所長トシテノ希望」を聴取するため、公立・私立のハンセン病療養所長の会合を開く。出席したのは、公立側から全生病院長光田健輔、北部保養院長中条資俊、外島保養院長今田虎次郎、同医長菅井竹吉、九州療養所長河村正之、大島療養所長小林和三郎、私立側から聖バルナバ医院長コンウォール・リー、回春病院長ハンナ・リデル、神山復生病院長ドルワル・ド・レゼー、慰養園長大塚正心で、私立側はすべてキリスト教主義の療養所長である。

この場で、公立側と私立側とで離島隔離をめぐり意見が対立した。公立側が離島隔離に固執したのは、患者の逃走防止という視点からである。菅井は「国家トイフ立場ニ重キヲ置」くことを前提に、「患者ヲ片付ケル道行ニ今日ノ療養所ヲ置ク」ことを主張し、河村は「我々国民ノ保健衛生ノ上ニ於テハ小ノ虫ヲ殺シテ大ノ虫ヲ助ケルコトハ已ムヲ得ヌコト」と発言した。彼等の発言は、離島隔離がハンセン病患者を「小ノ虫」として「片付ケル」政策であることを暴露するものである。

これに対し、私立側からは、ハンナ・リデルが「癩患者トテ人類ノ一員ナレバ仮令彼等ヲ隔離スルトモ他ノ人類ト全然離スベキモノニアラズ 彼等ノ人生ニ於ケル趣味嗜好ハ日々ノ出来事ニ依ツテ満サルベキモノ也」と、あるいはドルワル・ド・レゼーは、患者を「法律ニ背イタ悪人ノ如ク罰スベキモノデハナイ」と、それぞれ反論した。

しかし、離島隔離をめぐって、公立側にも意見の対立はあった。それは離島隔離をおこなう場合、温暖な地方がいいのか、寒冷な地方がいいのかと論点についてである。温暖な地方を勧める光田健輔は、寒冷地では「冬ニナルト患者ガ非常ニ緊張シテ来テ神経病ガ多ク手ガ動カヌヤウニナッテ来ル。ソレカラ潰瘍ガ夏ヨリモ二倍ニナッテ来ル。ソレニ対スル繃帯材料、薬トイフモノガ非常ニ余計要ル。ソレカラ被服費ガ暖国トハ非常ニ違フ。……（中略）……ソレカラ薪炭ガ此頃デモ、日五錢以上要リマス。寒イ所ニ行ケバ行ク程余計要ル。ソレカラ寒イ所ハ食料ガ夏冬出来ヌ。暖イ所ハ甘藷見タヤウナモノヲ仕付ケテ置クト三百六十五日ソレガ取レル。ソレカラ冬ハ北国ノ方ハ働ガ出来ナイ。患者ノ作業ハ殆ド出来ナイ。カウイフコトヲ考ヘマスト少々患者ノ寿命ガ長クナッテモ患者ガ好ム方ニヤッタ方ガ経済デアラウト思フ」と主張し、寒冷地がよいとする中条資俊は「在院日数ハ北ニ行ク程短イ」と反論した。すなわち、種々の条件は温暖な地方が優るとしても、寒冷地の方が患者の寿命が短くなるから、その分、療養所の経費が少なくなるというのである。光田と中条は、患者にとって療養しやすい環境をめぐって論争しているのではない。いかに経費が安く上がるかという点で論争しているのである（内務省衛生局編『保健衛生調査会第四部（癩）記事速記録』）。

以上の議論を見ると、離島隔離という発想は、ハンセン病患者の早期死滅を目的とするものであったと考えざるを得ない。まさに、絶対隔離そのものの目的が離島隔離という発想に象徴されていたのである。

3. 絶対隔離方針の具体化

絶対隔離の方針は1921（大正10）年9月14日、保健衛生調査会の決議「根本的癩予防策要項」